

野田市留守家庭学童保育所設置条例
施行規則等の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 3 5 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則（昭和 4 6 年野田市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正)

第 2 条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則（昭和 4 7 年野田市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「並びに附則第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

(野田市精神障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正)

第 3 条 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例施行規則（平成 6 年野田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「並びに附則第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

(野田市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部改正)

第 4 条 野田市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成 2 5 年野田市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の 1 中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の一部改正)

第 5 条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則（平成 2 7 年野田市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考の 2 中「附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 5

項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

（野田市助産及び母子保護の実施に関する規則の一部改正）

第6条 野田市助産及び母子保護の実施に関する規則（平成31年野田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。